月報 平成29年 6月号

しろいし

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

4月の動き

☆ 求職の動き

- 新規求職者数は194人となり、前月比では3.2%増加し、 前年同月では17.8%減少した。
- 月間有効求職者数は718人となり、前年同月比で18.4%減少した。

☆ 求人の動き

- 新規求人数(一般・パート全て)は216人となり、前年同月比は、 一般求人で19.7%減少、パート求人で33.7%減少し、全体として 24.5%の減少となった。
- ・また産業別の前年同月比は、製造業が増加したが、建設業、卸売・小売業、 飲食店・宿泊業、医療・福祉分野が減少となった。
- 月間有効求人数は776人となり、前年同月比で7.0%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

・有効求人倍率は、前年同月比で0.13ポイント高い1.08倍であった。 なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.09倍、パートの有効求人倍率が 1.05倍となっている。

> 厚生労働省発表の資料等の情報が 下記のホームページアドレスにて ご覧になれます!

http://www.mhlw.go.jp

宮城労働局ホームページURL



http://mjyagri-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

<mark>一 般 職 業 紹 介 状 況</mark> 平成29年4月内容

		項目	当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
	新規	求職者数	194	3.2	▲ 17.8
求職		うち男	86	▲ 12.2	▲ 19.6
		うち女	108	20.0	▲ 16.3
	年	~44歳	102	7.4	▲ 12.1
	ᇑ	45~54歳	92	▲ 1.1	142.1
	別	55歳~	57	0.0	▲ 30.5
関	月間有効求職者数		718	0.1	▲ 18.4
		うち男	363	▲ 1.9	▲ 20.6
		うち女	355	2.3	▲ 15.9
係	年	~44歳	356	▲ 0.6	▲ 17.4
	蝓	45~54歳	362	0.8	141.3
	別	55歳~	239	3.0	▲ 20.1
	新規求人数		216	▲ 34.3	▲ 24.5
	主	建設業	30	▲ 53.1	▲ 21.1
求人関係	一要産	製造業	85	142.9	44.1
関	産		25	▲ 40.5	▲ 13.8
係	業別	以及出 旧石木	8	▲ 84.0	▲ 77.1
		医療・福祉	30	▲ 53.8	▲ 46.4
	月間有効求人数		776	▲ 3.5	▲ 7.0
	紹介	·件数	227	▲ 25.8	▲ 4.2
就		うち男	114	▲ 30.5	2.7
就職関	うち女		113	▲ 20.4	▲ 10.3
関 係	就職件数		71	▲ 23.7	▲ 6.6
		うち男	34	▲ 17.1	0.0
	うち女		37	▲ 28.8	▲ 11.9

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。 (パートを含む)

雇用保険取扱状況平成29年4月内容

		項目	当 月	前月	前年同月
適用関係	月 末	現 在 事 業 所 数	813	809	796
	資	格取得者数	382	125	338
	資	格喪失者数	225	140	293
	月末	現 在 被 保 険 者 数	11,063	10,931	11,170
給付関係		受給資格決定件数	50	45	92
	一般	受給者実人員	116	136	125
		支給金額(千円)	12,734	16,844	13,863
	高齢	受 給 者 数	9	7	12
		支給金額(千円)	1,895	1,572	2,673
	特例	受 給 者 数	0	1	3
		支給金額(千円)	0	201	367
	再就職手 当	支 給 人 員	13	19	7
		支給金額(千円)	5,830	5,701	2,544

(数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む)

1000 1.20 900 1.13 1.14 1.15 1.12 800 1.08 1.10 700 1.04 600 1 04 1.05 1.02 500 1.00 0.98 400 0.95 0.95 300 0.95 200 0.90 100 0 0.85 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成28年 平成29年 平成29年 平成29年 平成29年 10月 6月 8月 12月 1月 11月 2月 ➡ 有効求人数 有効求人数 869 796 749 779 819 793 806 766 736 762 804 776 ■■■ 有効求職者数 有効求職者数 880 768 750 740 760 709 717 854 836 675 648 680 718 有効求人倍率 有効求人倍率 1.02 0.95 0.98 1.04 1.04 1.14 1.13 1.14 1.12 1.08 1.11

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移

~事業主の皆様へ~

労働保険年度更新の手続きはお済みですか?

今年度は7月10日(月)が申告・納付期限となっております。

労働保険料申告書が送付された場合は、必ず手続きが必要になります。『現在保険料の対象となる労働者がいない』『すでに事業を廃業している』といった場合でも手続きしなければなりませんので、忘れずにお願いします。

もし期限までにこの手続きがされないと、政府が保険料・拠出金を決定する認定 決定が行われ、さらに10%の追徴金を課せられる場合がありますのでご注意くだ さい。

また、期限までに納付がされない場合には、延滞金が発生する恐れもありますので、 早めの納付をお願いします。

◆◆◆詳しくは大河原労働基準監督署または宮城労働局労働保険徴収課へ◆◆◆

◎大河原労働基準監督署 : 0224-53-2154◎宮城労働局労働保険徴収課 : 022-299-8842

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用はルールを守って適正に

~雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です!~

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の 防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています(雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行)。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

3. 外国人の雇用に関するQ&A

●募集・採用時において				
Q1 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	A1 求人の募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。 また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。			
Q2 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	A2 外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。 また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。なお、「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。			
●外国人雇用状況の届出について				
Q3 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	A3 在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇い入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。			
Q4 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	A4 指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。			
Q5 短期のアルバイトとして雇い入れた外国人の届け 出は必要ですか。	A5 必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。			
Q6 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出ることはできますか。	A6 可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、 それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。			
Q7 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	A7 対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。			
●社会保険などについて				
Q8 外国人を雇用した場合、社会保険や労働保険に加入させなければいけませんか。	A8 雇用保険については、原則として、国籍を問わず日本人と同様に適用されます。健康 保険等の社会保険や労災保険については、外国人労働者も日本人と同様に適用になります。			